



《会計・税務の知識》 臨時特例企業税の判決

最高裁は3月21日、神奈川県が独自の条例で定めた「臨時特例企業税」について、地方税法に違法、無効とする逆転判決を下しました。

第一審の地裁では、納税者側が勝訴するものの、第二審の高裁では納税者が一転敗訴となっており、最高裁の判決に注目が集まっていました。

1. 臨時特例企業税とは

(1) 創設趣旨

神奈川県の「臨時特例企業税」は、県の行政サービスを享受して、当期において利益が発生していながらも、欠損金の繰越控除により相応の税負担をしていない法人に対して、担税力に見合う税負担を求めるといふものです。

(2) 対象法人、課税の仕組み

当期利益が黒字で、欠損金の繰越控除(所得の計算上、過去の欠損金を繰り越して控除できる仕組み)を適用した資本金5億円以上の法人を対象に、繰越欠損金の額に相当する所得を課税標準として、税率3%(のちに2%)で課税するものです。

(3) 対象期間

平成13年8月1日から導入が開始され、その後、平成16年4月に外形標準課税が導入されたことを受けて一部見直しがされた後、平成21年3月31日で終了しています。

(4) 「法定外税」としての制定

もともと、地方公共団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができます。(「法定外税」といいます。)

条例可決後に総務省の同意を得られれば、課税ができることになっており、本件も平成13年6月22日に「法定外普通税」の新設に係る総務大臣の同意を得ています。

2. 過去の判決経緯

(1) 納税者による更正の請求

大手自動車メーカーI社は、平成16年3月期及び平成17年3月期の臨時特例企業税を納付しましたが、その後、同税の根拠である神奈川県臨時特例企業税条例は無効であり、納付する必要はなかったとして申告内容の更正の請求を行いました。

(2) 処分庁の通知処分

神奈川県税事務所長は、本件更正の請求につき、更正すべき理由がない旨の通知処分を実施しました。

(3) 訴訟の提起

I社は、平成17年10月25日に、神奈川県を被告として、条例が無効であることを理由に、納付税額約19億4,000万円の返還を求める訴えを横浜地方裁判所に提起しました。

(4) 第一審・横浜地裁(H20.3.19)

法人事業税等の法定税に係る地方税法の規定の趣旨に反する課税をすることを許されないとして、違法・無効の判決を下し、課税処分も無効として、返還を命令。→神奈川県側が控訴。

(5) 第二審/控訴審・東京高裁(H22.2.25)

法人事業税とは別の、より応益性を重視した「別の税目」として成り立ちうるとしたうえで、条例を有効として、神奈川県側の主張を認めた。→納税者のI社が上告。

(6) 最高裁判決(H25.3.22)

地方税法において規定されている法人事業税の所得金額の計算における欠損金の繰越控除を一部排除することは許されず、当該条例の規定は、地方税法の強硬法規と矛盾抵触するものとして、違法、無効と判断しました。

→I社の勝訴、神奈川県の敗訴が確定。

(7) 今後の行方

神奈川県は、この判決を受けて過去10年分に納付された本税約480億円に還付加算金155億円を加えた約635億円を約1,700社に返還することになるそうです。

3. おわりに

本件は、地方税を統括し、実際に「法定外税」に同意した総務省の責任も問われることでしょうか。

古くは東京都の銀行条例課税問題もありましたが、地方自治体の課税自主権については、地方自治の根幹にかかわるという問題と、国と地方の財源分配の問題も絡み、今後も議論となりそうです。

(担当：大鳥)